

高知県食の安全・安心推進審議会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、高知県食の安全・安心推進条例（平成17年高知県条例第75号）第32条の規定に基づき、高知県食の安全・安心推進審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議の召集)

第2条 会長は、審議会を召集しようとする場合は、あらかじめ日時、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある特別委員に通知する。

2 委員及び特別委員は、審議会の会議に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡する。

(会議録)

第3条 会長は、審議会の議事について、会議録を作成する。

2 会議録には、会長が指名する2人以上の委員が署名する。

(庶 務)

第4条 審議会の庶務は、健康福祉部食品・衛生課において処理する。

(会議の公開)

第5条 審議会は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月16日から施行する。

この規程は、平成19年11月12日から施行する